

(案)

総務課デジタル複合機賃貸借及び保守業務契約書

那覇市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、デジタル複合機（以下「機器」という。）の賃貸借及び保守業務について、次の条項により契約を締結する。

本契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条に規定する長期継続契約である。

（契約の目的）

第 1 条 本契約は、乙が甲に機器を賃貸し、甲の業務遂行上支障が生じないよう常時正常な状態で稼動するよう保守を行い、甲の使用に供することを目的とする。

（契約期間）

第 2 条 本契約の有効期間は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日までとする。

（機器及び設置場所）

第 3 条 機器及び設置場所は、別表 1 のとおりとする。

（賃貸借料金）

第 4 条 甲が乙に支払う機器の賃貸借料金は、別表 2 のとおりとする。

（保守料金）

第 5 条 甲が乙に支払う保守料金の月額、別表 3 の保守料金表により計算した額とする。この場合において、不良コピー及びテストコピー分として、カラー・モノクロ使用枚数からそれぞれ 2 % を控除するものとする。1 枚未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

（契約保証金）

第 6 条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 30 条第 10 号により免除する。

（検査・検収）

第 7 条 乙は、毎月前月分の賃貸借及び保守に関し、報告書を甲の指定する場所に提出し、甲の指定する職員による検査を受けるものとする。

2 乙は、前項の検査に合格したときをもって、当該月分の機器の賃貸借及び保守業

務を完了したものとする。

3 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、甲の指示に従い、遅滞なく修正を行い、再検査を受け当該月分の機器の保守業務を完了させなければならない。

4 前項の場合において、生じる一切の費用は、乙の負担とする。

(履行不能)

第8条 乙は、自己の責に帰すべからざる理由により業務を履行できない場合は、その理由を速やかに甲に対し通知しなければならない。

(賃貸借料金及び保守料金の支払)

第9条 乙は、甲が第7条の規定により検収したときは、請求内容を精査の上、甲に対し速やかに第4条及び第5条の賃貸借料及び保守料金の総額に法令所定の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を請求するものとする。この場合、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 契約開始又は終了時において、機器の使用期間が1か月に満たない場合は、使用した日数に応じて日割り計算するものとする。

3 甲は、乙から第1項による請求を受けたときは、その請求を受理した日から起算して30日以内に請求金額を乙に支払うものとする。

4 甲は、自己の責に帰すべき理由により第3項の規定による支払を遅延した場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日まで、その請求額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した割合で計算した遅延利息を加算して支払わなければならない。

(機器の保守)

第10条 乙は、機器を甲が常時正常な状態で使用できるよう乙の職員又は乙の指定する者（以下これらの者を「技術員」という。）を派遣して点検調整を行う。

2 定期点検・整備を月1回以上行うこと。

3 障害、故障等が発生した場合は、通報等により認知後、1時間以内に対応（着手）を確立し、速やかな障害復旧にあたること。また、保守対応時間は、原則として平日午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、緊急時においては、双方協議の上、可能な範囲内での保守対応を検討することとする。また、修理が2週間以上の長期に及ぶ場合には、代替機を設置すること。

4 機器の修理及び取付工事に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(部品及び消耗品等の供給)

第 11 条 機器に必要な部品（ドラム等）は、乙の点検又は甲の請求に基づき、乙がコピー品質の維持のために必要と認めたときに、乙の負担によってこれを取り替えるものとする。

2 コピー用紙を除く機器に必要な消耗品（トナー、ステープル、交換部品等）については、乙の点検または甲の請求に基づき、乙が予備手持量の不足を認めたときに、乙の負担によって当該消耗品を甲に供給するものとする。

(設置場所の変更)

第 12 条 甲は、第 3 条で定めた所定の設置場所を変更する場合は、予め乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この場合において、機器の移動は、乙が行い、移動に要した費用は乙が負担する。

(保険)

第 13 条 乙は、乙の費用で機器に動産総合保険を付保するものとする。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、甲が故意または重過失によって機器に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、機器の管理及び保守の実施に伴い知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の変更又は解除)

第 16 条 甲は、乙が正当な理由なく本契約に違反したときは、文書をもって通告し、直ちに本契約を解除することができる。

2 甲は、乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間に本契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団をいう。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号の暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、本契約を解除することができる。

3 天災その他のやむを得ない事由により、本契約を履行することができなくなった

場合は、本契約を解除することができる。

(特約条項)

第 17 条 本契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条に規定する長期継続契約であるため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、本契約の変更又は解除をすることができる。

(契約不適合責任)

第18条 乙は、使用開始日以降、機器が規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものである場合は、特別の定めがない限り、賃貸借期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

(機器及び消耗品の返還)

第 19 条 第 2 条の契約の有効期間が満了し、又は第 16 条及び第 17 条の規定により本契約の解除があったときは、甲は、機器及び消耗品を乙に速やかに返還しなければならない。

2 前項の規定による返還にかかる費用は、乙の負担とする。

(合意管轄裁判所)

第 20 条 本契約に係る紛争については、沖縄県那覇市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(信義則)

第 21 条 甲及び乙は、信義に則り、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(その他)

第 22 条 本契約に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲乙協議の上定める。

本契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自がその 1 通を保有する。

令和8年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙